

I 安全・安心で質の高い学校施設等整備の推進

文部科学省では、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備と老朽化対策を一体的に進めるため、環境を考慮した学校施設の整備等を推進し、地方公共団体が学校施設を整備する際の参考となる指針や手引、事例集を作成する等、その普及を通じて質の高い学校づくりを進めています。

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には地域住民の避難所としての機能も果たすことから、安全・安心を確保することが極めて重要です。誰もが安心して利用できる安全な学校施設づくりを目指し、引き続き耐震化や老朽化対策、防災機能強化等を推進しています。

令和6年能登半島地震では、これまでの耐震化の措置により校舎が倒壊するような被害はありませんでしたが、壁のひび割れや天井材の落下等の被害が多く、一部では、柱や梁等に大きな損傷を受けた学校や、がけ崩れ、地盤沈下等の被害を受けた学校もありました。文部科学省では、これらの学校施設の早期復旧に取り組んでまいります。



避難所として活用されている学校体育館の様子

1 豊かな学校施設環境の構築

(1) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設機能の確保のため、施設計画及び設計における基本的な考え方や留意事項を示した「学校施設整備指針」を



学校施設の在り方に関する
調査研究協力者会議

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/066/index.html

学校種ごとに策定しています。また、今後の学校施設の在り方や学校施設整備指針の改訂について、学識経験者等からなる「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」(以下

「協力者会議」という。)において調査研究を行ってきました。協力者会議において、令和4年3月に「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について最終報告」がまとめられ、柔軟で創造的な学習空間や



がけ崩れにより校舎を支える基礎杭が露出した
石川県立金沢北陵高校の被害写真

地域・社会との共創空間など、新しい時代の学び舎として目指す5つの姿と、その姿を実現するために学校設置者や国が取り組む推進方策が提言されました。

新しい時代の学び舎として目指していく姿

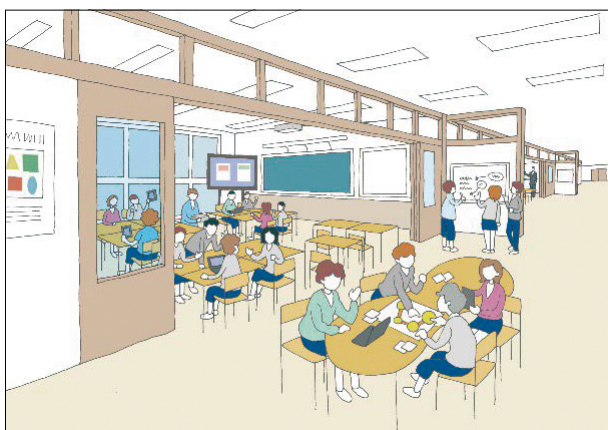
新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

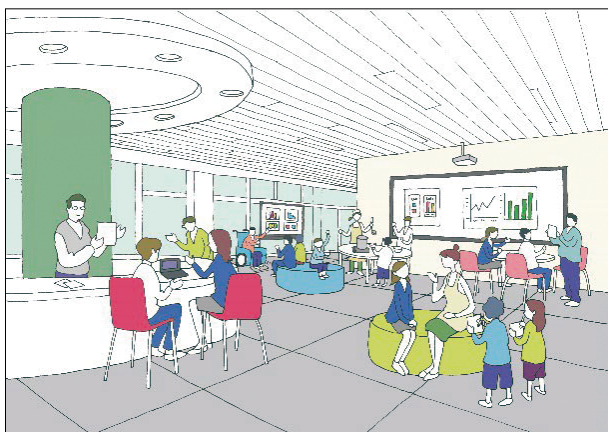
- 学び 》 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現
- 生活 》 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現
- 共創 》 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

- 安全 》 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現
- 環境 》 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現



（学び）多目的スペースの活用による多様な活動へ柔軟に対応できる学習空間



（共創）地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間

こうした提言等を踏まえ、文部科学省では、令和4年6月に各学校施設整備指針を一斉に改訂するとともに、令和5年5月に、新しい時代の学びに対応した空間を改修等で実現する際に、ボトルネックとなる技術的な課題への対応策を分かりやすく解説する「学校施設の教育環境向上を図る改修等に関する課題解決事例集」を作成しました。また、令和5年1月に「学校施設の質的改善・向上に関するワーキンググループ」を立ち上げ、新しい時代の学びを実現する具体的な整備内容等について、議論を進めています。



学校施設の教育環境向上を図る改修等に関する課題解決事例集
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1372577_00003.htm

（2）学校施設のバリアフリー化の推進

令和3年4月の改正バリアフリー法等の施行により、特別特定建築物に公立小中学校等が新たに位置付けられ、2,000㎡以上の公立小中学校等を建築等する際に、廊下の幅や車椅子使用者用のトイレの数等を示したバリアフリー基準への適合が義務付けられたほか、2,000㎡未満のものを建築する際や既存の建築物に対しても基準適合への努力義務が課せられました。



学校施設のバリアフリー化の推進
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_00003.html

令和2年には、学校設置者に対して国としての公立小中学校等施設におけるバリアフリー化に関する整備目標を設定しました。学校設置者の取組の加速化を支援するため、令和3年度より既存の公立小中学校等施設におけるバリアフリー化工事の国庫補助率を1/3から1/2に引き上げました。

令和4年度には、前回の令和2年度調査に引き続き、2回目となる「学校施設のバリアフリー化に関する実態調査」（令和4年9月時点）を実施しました。調査結果

を公表するとともに、文部科学省 WEB サイト内の「学校施設のバリアフリー化の推進」特設ページにおける情報発信や、全国の学校設置者等を対象とした講習会や各種会議等における普及啓発等に取り組んでいます。これらの内容も踏まえ、障害等の有無に関わらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化の一層の推進をお願いします。

対象		令和4年度	令和7年度末までの目標
バリアフリートイレ	校舎	70.4%	避難所に指定されている全ての学校に整備する
	屋内運動場	41.9%	
スロープ等による段差解消	門から建物の前まで	82.2%	全ての学校に整備する
	屋内運動場	77.9%	
	昇降口・玄関等から	61.1%	
	教室等まで	62.1%	
エレベーター	校舎	29.0%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する
	屋内運動場	70.5%	

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標

(3) 公立特別支援学校の教室不足への対応

公立特別支援学校では、令和5年10月1日時点の調査で、全国で3,359教室が不足しています。前回調査（令和3年10月1日）と比較して、381教室減少していますが、依然として高い水準で全国的に教室不足が生じています。

文部科学省では、教室不足のより一層の解消に向けて、各設置者の取組を支援するため、特別支援学校の新増築等の施設整備に対して優先的に国庫補助を行っています。また、令和2年度から6年度までを教室不足解消のための「集中取組期間」とし、特別支援学校ではない既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について補助率を1/3から1/2へ引き上げていることに加え、令和5年度からは、教室不足解消に向けた既存の特別支援学校校舎の改築・改修についても、同期間中は補助率を1/3から1/2へ引き上げています。各設置者に対しては、特別支援学校への受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行い、教室不足の解消計画を可及的速やかに策定・更新するとともに、学校の新設や校舎の増築、分校・分教室の整備、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等によって、教育上支障

が生じないよう適切な対応を求めています。

また、各都道府県に対し、教室不足解消の前倒しの可否や課題等について個別にフォローアップするとともに、解消に向けた好事例の収集を行い、そのノウハウ等を各設置者に共有するなど、取組の加速化を働きかけています。

2 学校施設の長寿命化と維持管理

(1) 公立学校施設の長寿命化に向けた取組

公立学校施設については、これまで耐震化を優先的に進めてきましたが、その一方で老朽化が進行した学校施設の増加に伴い、安全面や機能面における不具合が多く発生するなど対策が喫緊の課題となっています。

厳しい財政状況の下、施設の老朽化のみならず、1人1台端末に対応した教育環境向上等の公立学校施設を取り巻く様々な課題を解決するためには、中長期的な視点の下、計画的な整備を行うとともに、コストを抑えながら改築（建替え）と同等の教育環境を確保することができ、排出する廃棄物量も少ない「長寿命化改修」に重点を移していくことが必要です。

長寿命化改修は、建物の耐久性を高めることに加え、学校施設に対する現代の社会的事情に応じるよう、建物の機能や性能を引き上げるものです。適切なタイミング（おおむね築後45年程度まで）で長寿命化改修を行うことで、技術的には、70～80年程度に耐用年数を延ばすことが可能です。また、地方公共団体による長寿命化改修の導入を推進するため、地方公共団体が行う長寿命化改修に対して国庫補助を行っています。

設置者における所管施設等の長寿命化に向けた取組を更に推進するため、文部科学省では、令和3年3月、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年3月）」（以下「行動計画」という。）を改定しました。

行動計画では、各設置者におけるメンテナンスサイクルの構築や中長期的な維持管理等におけるトータル

コストの縮減、予算の平準化を目指すべき姿として掲げるとともに、各設置者に対して個別施設計画の早期かつ確実な策定や積極的な公表をお願いしています。

これらを踏まえ、文部科学省では、すべての地方公共団体に対して、公立学校施設の個別施設計画を策定するよう要請してきたところであり、令和5年4月1日現在で99.2%の学校設置者において策定が完了しています。

今後は、各設置者において計画の適時の見直しや内容の充実化が図られるよう、文部科学省は、各設置者が策定した個別施設計画に記載されている主な内容をまとめた一覧表を公表するとともに、計画の内容充実に向けた見直しに資する事例集の作成や、教育委員会と首長部局との横断的な検討体制の構築に関する解説書等の周知を行うなど、引き続き、長寿命化対策の取組の支援に努めてまいります。



教室内の三方面にホワイトボードを設置することで、「主体的・対話的で深い学び」を促す環境を整備（同上）

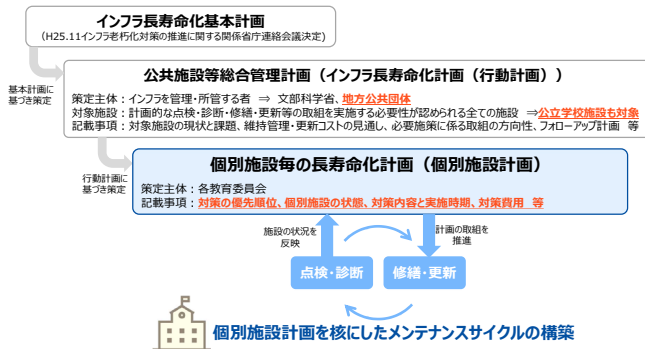
(2) 学校施設における維持管理の徹底

学校施設には、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性が求められます。建築当初には備わっているこれらの性能も、経年等により満たさなくなっている恐れがあります。学校施設の管理者等においては、当該施設が常に健全な状態であるよう、適切に維持管理を行うことが必要です。

近年、学校施設の老朽化に伴い、外壁等が落下する事故が相次いで発生する等、安全面における不具合が増加しています。また、体育館の床板剥離による負傷事故、防球ネットの支柱倒壊による児童死傷事故など重大事故も継続的に発生しています。

文部科学省では、このような学校施設に起因する事故等を防ぐため、学校設置者に対して、落下や倒壊等により重大な事故につながる恐れのある外壁や工作物等の点検を要請するなど安全確保に係る通知を発出するとともに、適切な維持管理が進むよう手引きやパンフレットなどを作成・周知しています。

今後も引き続き、学校施設における維持管理の適切な実施を推進してまいります。



改築同等の教育環境を確保
(千葉県 柏市立土小学校)

学校施設の維持管理について
(通知、手引き、パンフレット)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/index.htm